

日本レコード協会規格

RIS 403- 2019

D V D ビデオの表示事項及び表示方法

1996年10月11日制定
2001年11月21日改正
2019年10月1日改正

一般社団法人 日本レコード協会

日本レコード協会規格

RIS403-2019

DVD ビデオの表示事項及び表示方法

1. **適用範囲** この規格は、NTSC テレビジョン標準方式で記録された一般市販用の DVD ビデオディスク商品（以下、DVD ビデオという。）の表示事項及び表示方法について規定する。
2. **引用規格** この規格の引用規格を、次に示す。引用規格は、その最新版を適用する。
 - JIS X 0507 バーコードシンボル-EAN/UPC-基本仕様
 - JIS X 0510 二次元バーコードシンボル-QR コード-基本仕様
 - RIS 206 DVD 専用ジュエルケース附属品
 - RIS 502 レコード商品番号体系
 - カラオケ用 DVD ビデオ・ガイドライン
 - 容器包装識別表示ガイドライン
3. **表示事項及び内容** DVD ビデオに表示されるべき基本的な項目及びその内容は、次による。
 - 1) **DVD ロゴ** DVD ビデオの製造・販売に関するライセンス契約に基づく指定マークをいう。
 - 2) **ディスク・タイプ** 片面盤・両面盤，又は一層・二層の区別をいう。
 - 3) **レーベル・マーク** 当該 DVD ビデオを発売する会社が所有・管理する商標，原盤契約に基づき使用する商標又はマークなどを総称したもの。
 - 4) **プログラム内容** 映画作品における“タイトル”，“スタッフ（監督，脚本，音楽など）”，“キャスト（主な俳優など）”など。また，音楽作品における“アルバム・タイトル”，“曲名”，“著作者（作詞者，作曲者など）”，“実演家（歌手，演奏者，指揮者など）”など，当該 DVD に収録されているプログラムの内容に関する情報をいう。
 - 5) **画角（画面アスペクト）** 収録されている映像の画角（画面アスペクト）をいう。
 - 6) **カラーモード表示** 収録されている作品の映像カラーモードの区別をいう。
 - 7) **映像倫理マーク** 当該 DVD ビデオに収録されている作品について，映像倫理協議会の審査・判定に基づく指定マークをいう。
 - 8) **再生可能地域管理表示** 当該 DVD ビデオに収録されている作品について，権利者が再生地域を限定する場合の表示をいう。
 - 9) **収録時間** 収録されているプログラム本編の長さ（時間）をいう。
 - 10) **サイド表示** 両面盤ディスクの場合の A 面・B 面を識別するための表示をいう。
 - 11) **タイトル／チャプター番号** 再生時において，当該 DVD ビデオに収録されている作品のタイトル及びチャプターを選択するための番号。
 - 12) **映像圧縮方式名** 収録された作品に用いられた映像圧縮方式名（MPEG-1 又は MPEG-2）の区別を表示する。
 - 13) **音声記録方式名及び内容** それぞれの音声トラックごとに，音声仕様，録音方式，音声内容及び使用言語を表示する。

- 14) **権利擁護表示** 当該DVDビデオの製作者及び関係権利者の権利を擁護するため、“複製”，“貸与”，“公衆送信”，“公開上映”などの違法な行為を禁止する表示をいう。
- 15) **賃貸禁止表示等** レンタル禁止商品である場合などの表示をいう。
- 16) **録音許諾表示** 収録されている音楽著作物は，権利者の許諾を得たものであることを明示するもの。
- 17) **©表示** 当該DVDビデオに関する製作者の著作権について，万国著作権条約の規定に基づく条約上の保護を受けるための表示をいう。
- 18) **コピーガード表示** コピーガード機能を用いているときは，その旨を表示する。
- 19) **原産国表示** 当該DVDビデオを製造（プレス）した国名を明示した表示。景品表示法に基づく“商品の原産国に関する不当な表示（告示）”及び“運用基準”による。
- 20) **価格** 当該DVDビデオの発売会社が表示する小売価格。
- 21) **商品番号** RIS502に基づく商品分類用の記号・番号（日用品番）。
- 22) **JANコード** JAN (Japanese Article Number) コード体系に基づくPOSシステム用バーコード。
- 23) **発売年月日** 当該DVDビデオの新譜発売年月日（定期発売日又は臨時発売日）をいう。
- 24) **発売会社名又はその略号** 当該DVDビデオを発売する会社名又はその略号。
- 25) **製造会社名又はその略号** 当該DVDビデオを製造した会社名又はその略号。
- 26) **商品説明表示** DVDビデオを簡単に説明したものをいう。
- 27) **取扱注意事項** 消費者の不用意な取扱い及び保管による事故を防止するためのものをいう。
- 28) **再生機能表示** DVDビデオの各種機能を用いているときは，それぞれ該当する指定マークと取扱説明文を表示する。
- 29) **その他注意事項** 消費者の誤解・誤認を防止するための表示をいう。
- 30) **容器包装識別表示** RIS運用基準である「容器包装識別表示ガイドライン」に準ずる。

4. 表示の方法 表示の方法は，原則として次のとおりとする。

- 1) **DVDロゴ** 図1に示すDVDビデオ用のDVDロゴをディスク本体，ブックレット等，及び商品外観などで確認できるよう指定の場所に表示する。

図1 DVDロゴ



- 備考 1. DVDロゴは，DVDフォーマットロゴライセンシング(株)の登録商標です。
 2. DVDロゴの印刷方法の詳細，データの入手などについては，製造委託先会社へ照会のこと。

表示は，指定された場所に，表1に示すサイズで行うこと。

表 1 表示のサイズ

単位：mm

ジュエルケース仕様の表示場所		トールケース仕様の表示場所	高さ
ディスク本体（レーベル面）		ディスク本体（レーベル面）	4 以上
表カード（表 1）		表カード（表 1）	10 以上
ブックレット（表 1）		表カード（表 4）	10 以上
裏カード		表カード（背）	4 以上
キャップ	表面	—	10 (6*) 以上
	背部	—	4
共通ステッカ		共通ステッカ	7
その他印刷物		その他印刷物	4 以上

備考 *印は、半タスキの場合

- 2) **ディスク・タイプ** 片面盤・両面盤，又は一層・二層の区別を商品外観に表示する。
表示の例を，次に示す。
例 片面・一層
- 3) **レーベル・マーク** 表示は，ディスク本体，ブックレット等，及び商品外観にて，それぞれ各社の規定或いは関係権利者との役務契約などに準拠して，適切に行うものとする。
- 4) **プログラム内容** 表示は，ディスク本体，ブックレット等，及び商品外観にて，作品使用契約などに準拠して，できるだけ具体的，かつ，詳細に行うこと。
- 5) **画角（画面アスペクト）** 収録している映像の画角に応じて「4：3」又は「16：9」の指定マークを表示する。可能であれば，スタンダード（1.33:1），ビスタサイズ（1.85:1），シネスコサイズ（2.35:1）など，収録されているオリジナル・プログラムの画面（スクリーン）サイズを適切な方法で商品外観に表示する。
- 6) **カラーモード表示** 表示は，商品外観に，片仮名又は英文字のいずれで表示してもよい。また，モノクローム（MONOCHROME）はモノクロと略称してもよい。
なお，カラーとモノクロームが混在している場合には，双方を併記する。
- 7) **映像倫理マーク** 指定マークの表示方法，運用などについては，映像倫理機構の規定に従い，ディスク本体及び商品外観に表示すること。
- 8) **再生可能地域管理表示** 表示は，ディスク本体，ブックレット等，及び商品外観にて，再生可能地域を表す指定マークと，該当するテレビジョン方式とを一体で行い，“発売対象市場名”を付記する。

図 2 日本市場向けの表示例



備考 “発売対象市場名”の表示は，“日本市場向け”又は“日本国内向け”とする。

- 9) **収録時間** 収録されている映像プログラム本編の長さ（時間）を、ブックレット等及び商品外観に表示する。なお、本編と別に特典映像などが収録されている場合は、本編と特典映像などの収録時間をそれぞれ記載することが望ましい。また、表示にあたっては実時間（ロゴやワーニングを除く時間）を表示すること。

例 本編 90 分+特典映像 15 分

- 10) **サイド表示** 両面盤ディスクの場合の A 面・B 面を識別するためのもので、A・B 或いはサイド 1・サイド 2 などと、ディスク本体、ブックレット等、及び商品外観に表示する。ただし、2 枚以上にわたる組物の場合は、収録作品の順序に従って 1, 2, 3, ……と通し番号で表示してもよい。なお、ディスク本体への表示はディスクの信号記録面とは反対側の面に行うこと。
- 11) **タイトル／チャプター番号** タイトル／チャプターの表示はブックレット等及び商品外観にて行い、片仮名又は英文のいずれでもよい。
- a) **タイトル番号** タイトル（一つの作品として完結しているプログラム）を識別する番号で、ディスク面別に収録順序に従って各タイトルごとに 1 番から付番する。
両面盤の場合は、同一プログラムであっても A・B 面ごとに、それぞれ 1 番から付番する。
カラオケ作品の場合は、それぞれの曲ごとにタイトル番号を付番する。
表示は、該当する収録作品名の表示と一体で行う。
- b) **チャプター番号** タイトルの中を細分化（個々のシーン、楽曲など）する場合に用いる番号で、各タイトル別に収録順序に従い 1 番から付番する。
したがって、A・B 面をまたがって連続したチャプター番号を付番することはできない。
表示は、該当するシーン、個々の楽章などの表示と一体で行う。
タイトル及びチャプター番号の表示例を、次に示す。

例 1. 映画作品の場合（片面盤に 1 作品収録した例）

作品の題名<A> チャプター 1. シーン A
2. シーン B
3. シーン C
4. シーン D
5. シーン E

例 2. 映画作品の場合（両面盤に 1 作品収録した例）

作品の題名<A> サイド A チャプター 1. シーン A
2. シーン B
3. シーン C
サイド B チャプター 1. シーン D
2. シーン E

例 3. 音楽作品の場合（片面盤に 2 作品収録した例）

タイトル 1：ベートーヴェン／交響曲第 5 番「運命」
チャプター 1. 第 I 楽章
2. 第 II 楽章
3. 第 III 楽章

4. 第IV楽章

タイトル2：シューベルト／交響曲第8番「未完成」

チャプター1. 第I楽章

2. 第II楽章

例4. カラオケ作品の場合（両面盤の例）

サイドA タイトル 1. 曲目A

2. 曲目B

3. 曲目C

サイドB タイトル 1. 曲目D

2. 曲目E

3. 曲目F

4. 曲目G

- 12) 映像圧縮方式名 映像圧縮方式名（MPEG-1 又は MPEG-2）を商品外観に表示する。

表示の例を、次に示す。

例 **MPEG-2**

- 13) 音声記録方式名及び内容 それぞれの音声トラックごとに、音声仕様、録音方式、音声内容及び使用言語を、ブックレット等及び商品外観に表示し、適切な説明文を付記する。

a) 音声トラック 使用している音声トラック数を示す指定マークの表示を推奨する。

b) 音声仕様 リニア PCM (48kHz/16bit、96kHz/24bit)、ドルビーデジタル (Dolby Digital)、DTS などの音声仕様を表示する。

c) 録音方式 モノホニック、ステレオホニック、サラウンドなどの別を表示する。

なお、モノホニックはモノ又は MONO、ステレオホニックはステレオ又は STEREO と略称してもよい。

d) 音声内容及び言語 映画作品におけるオリジナルのサウンドトラック、吹き替えのサウンドトラック、ストーリー解説などの区分とその使用言語。音楽作品における歌唱もの、演奏ものの区分とその使用言語。カラオケ作品におけるカラオケ、範唱の区分などを表示する。

説明文 文例としては次のようなものがある。

例 このタイトルは、音声選択操作でご希望の音声を再生することができます。

表示の例を、次に示す。

例1. 三つの音声トラックを使用した映画作品の例



トラック No.	音声仕様	録音方式	音声内容及び言語
1	ドルビーデジタル	5.1ch サラウンド	オリジナル（日本語）
2	ドルビーデジタル	ドルビーサラウンド	日本語吹き替え
3	ドルビーデジタル	モノ	監督の解説（日本語）

例2. 二つの音声トラックを使用した音楽作品の例



トラック No.	音声仕様	録音方式	音声内容及び言語
1	リニア PCM	ステレオ	歌劇（イタリア語）
2	ドルビーデジタル	5.1ch サラウンド	歌劇（イタリア語）

例3. 二つの音声トラックを使用したカラオケ作品の例



トラック No.	音声仕様	録音方式	音声内容及び言語
1	ドルビーデジタル	ステレオ	オリジナル
2	ドルビーデジタル	ステレオ	○○バージョン

備考 1. ドルビーデジタルは、ドルビーAC-3の新しい呼称。

2. ドルビーデジタル、ドルビーサラウンドなどを採用した場合には、ドルビーラボラトリーズの定めるロゴマーク及び商標確認表記文を表示する。

また、映像作品の「画」が伝えている情報を言葉で説明する「バリアフリー日本語音声ガイド」の機能を有する映像の場合は、その機能の表示をする。バリアフリー対応の映像の場合の表示例は以下の通り。

例 バリアフリー日本語音声ガイド

14) **権利擁護表示** 次に例示する方法によって、“複製”，“貸与”，“公衆送信”，“公開上映”などの違法な行為を禁止していることをブックレット等及び商品外観に明示する。

例 このDVDは、一般家庭内における私的再生に用途を限って販売されています。

従って有償・無償に拘わらず、権利者の書面による事前の承認を得ず、複製・貸与・公衆送信・上映等を行うことを禁止致します。

例 ALL RIGHTS RESERVED. UNAUTHORIZED DUPLICATION, PUBLIC PERFORMANCE, BROADCASTING, RENTING AND COPYING OF THIS DISC PROHIBITED.

15) **賃貸禁止表示等** レンタル禁止商品である場合などに、その旨をディスク本体及び商品外観に明示する。

表示の例を、次に示す。

例1. レンタル禁止

例2. このDVD（ビデオグラム）はレンタル専用です。

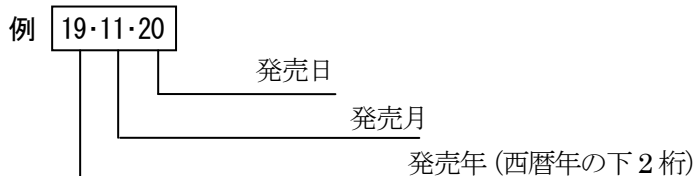
例3. このDVD（ビデオグラム）は上映権付きライブラリー専用です。

例4. このビデオグラムは日本国内における一般家庭での私的視聴に用途を限定して販売されています。

16) **録音許諾表示** 一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）及び株式会社 NexTone 等の著作権管理事業者が管理する楽曲を用いる場合は、録音使用許諾契約に基づき、指定のマークを表示する。その他の管理事業者の管理楽曲を用いる場合は、当該管理事業者の指示によること。また、2社以上の管理事業者の楽曲を使用する場合は、それぞれの指定のマークをディスク本体及び商品外観に

表示すること。

- 17) **◎表示** 万国著作権条約の規定に基づく条約上の保護を受けるために、ディスク本体及び商品外観に適切に表示する。
表示は“◎記号”，“最初の発行年（西暦）”，“権利者名”とを接近した位置に併記する。
例 ◎ 2019 ○○○Co.,Ltd.
- 18) **コピーガード表示** デジタル，アナログを問わず，コピーガード機能を用いているときは，その旨を商品外観に表示する。表示の例を，次に示す。
例 1. 複製不能
例 2. この DVD ソフトはコピー防止の処理がされています。
- 19) **原産国表示** 当該 DVD ビデオ及び資材がどこの国で製造されたか，その製造国名をディスク本体及び商品外観に表示する。
a) **DVD ビデオの原産国表示** 当該 DVD ビデオがどこの国で製造されたか，その製造国名を表示すること。
なお，輸出を伴わない日本国内市場向の場合は，ディスク本体へ表示しなくても差し支えない。
日本製であることの表示例としては，次に示すものがある。
例 1. MADE IN JAPAN
例 2. MANUFACTURED BY ○○○ CO., LTD. JAPAN
b) **DVD ビデオ以外の原産国表示** ジャケット等の輸入資材が含まれる場合，資材の製造国名を表示すること。
ジャケットが輸入資材であることの表示例は，次に示すものがある。
例 . PRINTED IN ○○○,DISC MADE IN JAPAN
- 20) **価格** 消費者が商品選択する際の重要な要素であるので，外観から明瞭，かつ，容易に読み取ることができるように表示するものとする。このとき，活字の大きさは 10 級（7 ポイント）以上の太字とする。
- 21) **商品番号** 商品取引が円滑に行えるように，外観から明瞭，かつ，用意に読み取ることができるように表示するものとする。
- 22) **JAN コード** バーコードシンボル（POS 用バーコード）は，POS レジスタで確実に読み取ることができるように表示する。
なお，バーコードシンボルは，JIS X 0507 に準拠したものであること。
- 23) **発売年月日** 発売年月日を表示する場合は，原則として次のとおりとし，容易に識別できるように商品外観に表示する。
a) **活字**： 7 級（5 ポイント）を基準に明瞭な書体
例) ヘルベチカ・レギュラー 7 級（5 ポイント）
b) **枠**： 文字の大きさに準じる
c) **印刷**： 白抜き又は墨のせ等，明瞭に閲覧可能なもの



24) 発売会社名又はその略号 ここでいう略号とは、株式会社を(株)又は(K・K)と略したり、若しくは会社名を英文で表示する程度までをいい、ディスク本体及び商品外観に表示する。

例1. 発売 ○○○株式会社

例2. 発売・販売 ○○○株式会社

例3. Distributed by ○○○ Co.,Ltd.Japan

例4. ○○○ K.K. JAPAN

25) 製造会社名又はその略号 製造会社名はディスク本体に表示し、略称(記号)を使用してもよい。

26) 商品説明表示 DVDビデオを簡単に説明し、ブックレット等及び商品外観に表示したものをいう。

例1. 共通ステッカーの場合



備考 DVD専用ジュエルケースの場合、パッケージ表面側にフィルム個装の上から貼付する。

例2. キャップの場合



27) 取扱注意事項 消費者の不用意な取扱いや保管による事故を防止するためにブックレット等に適切に表示すること。

表示の記載例としては、次のようなものがある。

a) 再生上の取扱

例1. パソコン等での再生では、その仕様及び環境により、不具合が発生する場合があります。

例2. 片面2層ディスクでは、1層から2層に切り替わるポイントで一瞬映像が静止することがありますが、これはDVDビデオの特性であり、製品の不良ではありません。

b) アナログコピーガード(マクロビジョン)を施した場合の注意

例 DVDプレーヤーからビデオデッキ等を経由してテレビに接続すると、コピーガード信号の影響で画像が乱れることがありますので、DVDプレーヤーの映像出力から直接テレビに接続してください。

c) 鑑賞上の注意

例 ご視聴の時は、明るい部屋で、なるべくテレビなどの画面から離れて御覧ください。
長時間での視聴を避け、適度に休息を取ってください。また、小さなお子様の視聴は、保護者の方の目の届く所で御願います。

d) 取扱上の注意

- ①ディスクは、両面共に、指紋、汚れ、キズなどを付けないよう取り扱いってください。
- ②ディスクが汚れたときは、メガネふきのような柔らかい布で内周から外周に向かって放射状に軽くふき取ってください。レコード・クリーナー及び溶剤などは使用しないでください。
- ③ディスクは、両面共に、鉛筆、ボールペン、油性ペンなどで文字及び絵を書いたり、シールなどを貼付しないでください。
- ④ひび割れ及び変形、又は接着剤などで補修したディスクは、危険ですから絶対に使用しないでください。

e) 保管上の注意

- ①直射日光の当たる所、高温・多湿な場所での使用・保管は避けてください。
- ②ご使用后、ディスクは必ずプレーヤから取り出し、DVD 専用ケースに入れて保管してください。
- ③プラスチックケースの上に重い物を置いたり、落としたりすると、ケースが破損し、ケガをすることがあります。

28) 再生機能表示 DVD ビデオの各種機能を用いているときは、ブックレット等及び商品外観に、それぞれ該当する指定マークと取扱説明文を表示する。

なお、取扱説明文には、次に例示するような、それぞれの機能に適した補足説明文を付記すること。

例 ○○再生機能操作については、ご使用になるプレーヤの取扱説明書をご参照ください。

備考 指定マークの印刷方法の詳細、データなどの入手については、製造委託先会社に照会のこと。

a) サブタイトル (字幕) タイトルに設定されたサブタイトル (字幕) ・トラック数を示すマークと、各トラックに記録されている内容の表示を推奨する。

なお、サブタイトル (字幕) トラックが、一つのときも指定マークの表示を推奨する。

例 二つのサブタイトル (字幕) ・トラックを使用した例



トラック No.	内容
1	英語字幕
2	日本語字幕

説明文例 この (これら) サブタイトル (字幕) は、サブタイトル選択操作で希望する字幕を表示することができます。

また、映像作品の「音」が伝えている情報を文字にして表示する「バリアフリー字幕」の機能を有する映像の場合の表示例は以下の通り。

例 バリアフリー日本語字幕

b) マルチアングル機能 タイトル又はチャプターに設定された選択可能なアングル数を示す指定

マークと取扱説明文の表示を推奨する。

例1 2アングルマークの例 例2 3アングルマークの例 例3 4アングルマークの例



説明文例 このタイトル（チャプター）は、アングル切り替え操作で希望するアングルを表示することができます。

なお、特定のチャプターのみマルチアングルの場合は、その説明文を表示する。

説明文例 一部のチャプターに希望するアングルを表示することができるものがあります。

c) **画面アスペクト及び切り替え機能** 収録されているプログラムが16:9テレビ対応、又は4:3テレビ対応かの区別を表示する。

(1) **16:9 テレビ対応プログラムがスクイーズモードで収録されている場合** 4:3 テレビで再生するときの選択可能な収録画面タイプに応じて指定マークと説明文を表示する。

指定マークは、次の3タイプから1つ選んで表示する。

例1. レターボックスが選択可能な場合 例2. パンスキャンが選択可能な場合



例3. レターボックスとパンスキャンが選択可能な場合



例1の説明文例

- ・このプログラム（又はタイトル）は、16:9画面サイズで収録されています。プレーヤの画面サイズ切り替え操作によって、4:3サイズの画面を表示することができます。

- ・画面サイズの切り替え時には、4:3レターボックスとなります。

(2) **4:3 テレビ対応プログラムが収録されている場合** 収録画面タイプに応じて指定マークと説明文を表示する。

指定マークは、次の2タイプから1つ選んで表示する。なお、2タイプが混在する場合は、両方表示するものとする。

例1. 4:3画面サイズの場合 例2. レターボックスの場合



説明文例 このプログラム（又はタイトル）は、4:3画面サイズ（レターボックス）で収録されています。

- d) **オートセットスタート機能** オートセットスタート機能を設定したディスクの場合は、その旨を適切な説明文で表示する。

説明文例 このディスクは、プレーヤに挿入後、自動的にメニュー画面又は本編の再生を開始します。ただし、プレーヤによっては、「PLAY」ボタンを押さないと動作しない場合があります。

- e) **オートマチックピクチャーストップ機能** オートマチックピクチャーストップ機能を設定したタイトルの場合、その旨を適切な説明文で表示する。

説明文例 このタイトルは、自動的に静止画再生を行う箇所があります。画面の案内に従ってプレーヤを操作してください。

- f) **システムメニュー操作**

- (1) **記録言語の表示** システムメニューに用意された言語の種類を表示する。

例 メニュー画面对応言語：日本語、英語、ドイツ語の三ヶ国語で収録されています。

- (2) **ディスク又はタイトルの表示** システムメニューを記録したディスク又はタイトルの場合は、その旨を適切に表示する。

例

- ・このディスクは、タイトル選択画面（タイトルメニュー）で希望するタイトルを再生することができます。
- ・このタイトルは、チャプター選択画面（チャプターメニュー）でチャプター選択操作をすることができます。
- ・このタイトルは、音声選択画面（音声メニュー）で音声選択操作をすることができます。
- ・このタイトルは、サブタイトル選択画面（サブタイトルメニュー）でサブタイトル選択操作をすることができます。
- ・このタイトルは、アングル選択画面（アングルメニュー）でアングル選択操作をすることができます。

- 29) **その他注意事項** 消費者の誤解・誤認を防止するために、次に例示するような場合には、その旨をブックレット等及び商品外観に適切な方法で表示すること。

- ① コンサートの実況など、ライブもののプログラムを使用したとき。
- ② 演奏もの音楽ビデオで、歌唱ものと誤認される恐れがあるとき。
- ③ 音楽ものビデオで、多数曲をメドレーに編曲した楽曲を使用したとき。
- ④ 外国映画などの場合、字幕スーパーのプログラムを使用したとき。

例 この作品の映像には、日本語字幕が予め収録されています。

- ⑤ 記録ものなど、古いフィルム及びプログラムを使用したとき。
- ⑥ バリアフリー対応の映像作品であるとき

例 バリアフリー日本語字幕

- 30) **容器包装識別表示** 資源の有効利用促進法に基づく、再商品化義務のある紙製及びプラスチック製容器包装を識別する表示である。DVD ビデオ商品においては、外装フィルム等が対象となる。表示の方法については、当協会の発行する“容器包装識別表示ガイドライン”によること。
なお、下図にプラスチック製容器包装の識別マークを示す。

プラスチック製容器包装識別マーク



備考 法律の規定により、識別マークは高さ 6mm 以上で印刷すること。

5. **表示の場所** 表示の場所は、原則として表 2～3 のとおりとする。
なお、この規格で用いる附属品の呼称は、ジュエルケース仕様の場合は RIS 206 による。また、DVD トールケース仕様の場合は、便宜的に“表カード”、“ブックレット”、“折込みカード”とした。

表2 ジュエルケース仕様の場合の表示場所

表示項目	表示の場所								
	ディスク 本体	ブックレット		表カード		折込み カード	裏カード	キャップ	
		表1	その他	表1	その他			表1又は4	背部
1) DVD ロゴ	◎	◎*1		◎*1			◎	◎*2	◎*2
2) ディスク・タイプ							◎		
3) レーベル・マーク	◎	①	①	②	②	②	③	③	③
4) プログラム内容	◎	①	①	②	②	②	◎	◎	◎
5) 画面（スクリーン）サイズ							◎		
6) カラーモード表示							◎		
7) 映像倫マーク ※	◎						◎		
8) 再生可能地域管理表示	◎		◎		①	①	◎		
9) 収録時間			◎		①	①	◎		
10) サイド表示 ※	◎		◎		①	①	◎		
11) タイトル／チャプター番号			◎		①	①	◎		
12) 映像圧縮方式名							◎		
13) 音声記録方式名及び内容			◎		①	①	◎		
14) 権利擁護表示							◎	◎	
15) 賃貸禁止表示	◎						◎	◎	
16) 録音許諾表示	◎						◎		

- 備考 1. ◎印は、指定するそれぞれの場所に、必ず表示するもの。
 2. ①, ②, ③等の丸数字は、同一番号内において指定の場所又はそのいずれかの場所に表示するもの。なお、番号は便宜上のもので、表示の優先順位を示すものではない。
 3. ※印は、該当する場合に表示するもの。
 4. *1印は、キャップにある場合は表示しなくてもよい。
 5. *2印は、キャップの替わりにシールを用いる場合は、シールに表示するもの。

表2 ジュエルケース仕様の場合の表示場所

表2の続き

表示項目	表示の場所								
	ディスク 本体	ブックレット		表カード		折込み カード	裏カード	キャップ	
		表1	その他	表1	その他			表1又は4	背部
17) ©表示	◎						◎		
18) コピーガード表示							◎		
19) 原産国表示	◎						①	①	
20) 価格							◎*1	◎	
21) 商品番号	◎	①	①	②	②	◎	◎	◎	◎
22) JANコード							①	①	
23) 発売年月日							◎		
24) 発売会社名又はその略号	◎						◎	◎	
25) 製造会社名又はその略号	◎								
26) 商品説明表示			①		①	①		◎	
27) 取扱注意事項			①		①	①			
28) 再生機能表示	マーク		①		①	①	◎		
	説明文		①		①	①			
29) その他注意事項			①		①	①	②	②	

- 備考 1. ◎印は、指定するそれぞれの場所に、必ず表示するもの。
 2. ①, ②, ③等の丸数字は、同一番号内において指定の場所又はそのいずれかの場所に表示するもの。なお、番号は便宜上のもので、表示の優先順位を示すものではない。
 3. ※印は、該当する場合に表示するもの。
 4. *1印は、キャップにある場合は表示しなくてもよい。
 5. *2印は、キャップの代わりにシールを用いる場合は、シールに表示するもの。

表3 トールケース仕様の場合の表示場所

表示項目	表示の場所						
	ディスク 本体	表カード			ブックレット		折込み カード
		表1	表4	背部	表1	その他	
1) DVD ロゴ	◎	①	①	◎			
2) ディスク・タイプ			◎				
3) レーベル・マーク	◎	①	①	①			
4) プログラム内容	◎	①	①	◎			
5) 画面（スクリーン）サイズ			◎				
6) カラーモード表示			◎				
7) 映像倫マーク ※	◎		◎				
8) 再生可能地域管理表示	◎		◎		①	①	①
9) 収録時間			◎			①	①
10) サイド表示 ※	◎		◎			①	①
11) タイトル／チャプター番号			◎			①	①
12) 映像圧縮方式名			◎				
13) 音声記録方式名及び内容			◎			①	①
14) 権利擁護表示			◎				
15) 賃貸禁止表示	◎		◎				
16) 録音許諾表示	◎		◎				

- 備考 1. ◎印は、指定するそれぞれの場所に、必ず表示するもの。
 2. ①, ②, ③等の丸数字は、同一番号内において指定の場所又はそのいずれかの場所に表示するもの。なお、番号は便宜上のもので、表示の優先順位を示すものではない。
 3. ※印は、該当する場合に表示するもの。

表3 トールケース仕様の場合の表示場所

表3の続き

表示項目	表示の場所						
	ディスク 本体	表カード			ブックレット		折込み カード
		表1	表4	背部	表1	その他	
17) ©表示	◎		◎				
18) コピーガード表示			◎				
19) 原産国表示	◎		◎				
20) 価格			①	①			
21) 商品番号	◎	①	①	◎	②	②	◎
22) JANコード			◎				
23) 発売年月日			◎				
24) 発売会社名又はその略号	◎		◎				
25) 製造会社名又はその略号	◎						
26) 商品説明表示			◎		①	①	①
27) 取扱注意事項			①		①	①	①
28) 再生機能表示	マーク		◎		①	①	①
	説明文		①		①	①	①
29) その他注意事項			◎		①	①	①

- 備考 1. ©印は、指定するそれぞれの場所に、必ず表示するもの。
 2. ①, ②, ③等の丸数字は、同一番号内において指定の場所又はそのいずれかの場所に表示するもの。なお、番号は便宜上のもので、表示の優先順位を示すものではない。
 3. ※印は、該当する場合に表示するもの。

DVD ビデオの表示事項及び表示方法 解説

6. 規格制定・改正の趣旨及び経緯

1.1 制定の趣旨 ビデオ商品に関する表示には、①消費者とのコミュニケーションの手段として必要な表示、景品表示法に基づく表示。②ビデオ発売会社と関係権利者の権益を擁護するための著作権法、著作権及び著作隣接権関係条約に基づく表示。③その他、ビデオ発売会社として円滑な業務遂行に必要な表示など、種々の表示すべき事項がある。

特に、DVD ビデオにおいては、ビデオ商品としての一般的な表示事項のほか、DVD ビデオ固有の機能について表示すべき事項がある。

これらの表示事項に不備・脱落などがあつた場合には、消費者の苦情の対象になったり、ビデオ発売会社及び関係権利者の権益を損なったり、或いはビデオ商品発売会社として業務遂行に支障を来したりする恐れがある。

また、消費者保護対策の観点からも、商品に対する表示の適正化が厳しく求められている。このため、(社)日本レコード協会技術委員会(1996年当時)では、DVD ビデオの円滑な市場導入を図るために、DVD コンソーシアム(現DVD フォーラム)の協力を得ると共に、(社)日本映像ソフト協会DVD 特別委員会(1999年当時)とも連携を取りつつ、DVD ビデオに求められる基本的な表示事項とその表示方法を参考となるよう規格化し、“RIS403 DVD ビデオの表示事項及び表示方法(暫定版)”として、制定・発行した(1996年10月)。

1.2 前回改訂までの経緯 その後、暫定版制定5年経過時点で、DVD ビデオの発売タイトル数が増加していた状況から、(社)日本レコード協会品質管理専門部会よりRIS403の改正が提案されたため、同協会の技術委員会に、ワーキンググループを特設し、DVD ロゴの新ロゴへの移行、著作権法の改正による権利擁護表示の検討等、規格書の体裁を含め、規格書全体の見直しを行った(2001年11月)。

当時の改正作業においても、DVD フォーラム及び日本映像ソフト協会から客員委員として審議にご参加いただくなど、多大なご協力をいただいた。

1.3 今回(2019年)改正の趣旨 前回改正から18年が経過していることから、容器包装識別表示やバリアフリー表示に関する新たな事項を追加し、更に各項目の表記や表示場所に関し、現状に則した記述に追加・修正するなど規格全体の見直し作業を行った。今回の改訂作業においても一般社団法人日本映像ソフト協会などの関係者から多大なるご協力をいただいた。

2. 規格運用に際しての留意点 この規格では、DVD ビデオに必要なとされる基本的な表示事項と、これに対する原則的な表示方法を参考となるよう規定している。

したがって、この運用に際しては、この規格を参考に社内規定類を整備するなど、それぞれの社内の実情に則した具体的な運用ルールを定め、消費者の保護及び権利の擁護などに不備が生じないよう社内関係部門への趣旨の徹底を図られることが望ましい。

以下に、従来からの経緯を含め、その主な留意点について補足説明する。

2.1 適用範囲(本体の1.) この規格は、NTSC テレビジョン標準方式で記録された日本市場向けの一般市販用のDVD ビデオディスク商品を対象としている。一般市販用カラオケ商品においては、この規格と併せて、当協会発行の「カラオケ用DVD ビデオ・ガイドライン」を参照されたい。

なお、通信販売用、業務用カラオケなどの特販用の商品についても、この規格を参考に適切に対処されることが望ましい。

また、旧規格で“備考”に掲げていた引用規格は、この規格では“2.”に移行した。

2.2 表示事項及び内容（本体の 3.） ここでは、DVD ビデオに表示されるべき基本的な項目を掲げている。

したがって、収録するプログラムの種類・内容などによっては表示を必要としない項目もあり得る。また、関係権利者との契約、或いは自らの判断で規定項目以外を表示することは何ら差し支えない。

2.3 表示の方法（本体の 4.） ここでは、原則的な表示の方法を示してあるので、それぞれの実態に則して適切に対処されたい。

特に、これらの表示項目は、明瞭に読み取れることが必要要件である。このため、印刷に際しては、表示項目と絵柄との明瞭度が十分に確保されるよう配慮されたい。

次に、各項目について補足説明する。

- 1) **DVD ロゴ** DVD ロゴは、DVD ビデオの製造・販売に関するライセンス契約によって表示が義務付けられているので、この規定によることが望ましい。
- 2) **ディスク・タイプ** DVD ビデオの仕様には、ディスク・タイプとして、片面盤の一層・二層と両面盤の一層・二層とがあるので、その相違を表示することとした。
- 3) **レーベル・マーク** ここでいうレーベル・マークとは、DVD ビデオを発売する会社が所有・管理する商標、役務契約によって使用する外国会社の商標・マークの類を総称したものである。
- 4) **プログラム内容** プログラム内容は、消費者保護の観点から、外観上容易に知り得るよう表示されている必要がある。

特に、一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）及び株式会社 NexTone 等の管理する楽曲を用いた音楽作品の場合は、各著作権等管理事業者との使用許諾契約に基づく著作者人格権の尊重条項で、“著作物題名及び著作者名”の表示が義務付けられているので、適切に対処することが必要である。

- 5) **画角（スクリーンサイズ）** 従前は画面（スクリーン）サイズの表記であった項目名を変更し、更に基本となる「4:3」「16:9」の記述を追加した。DVD ビデオには、「4:3」「16:9」（スクリーン）の映像が収録可能であり、オリジナル映像がスタンダード、シネマスコープ、ビスタサイズなどの場合は、「4:3」または「16:9」の映像にレターボックス及びピラーボックスの形式で収録されている。消費者が外観上その違いを識別できるよう表示する必要があるため、数値の表記も追加した。
- 6) **カラーモード表示** DVD ビデオに収録するオリジナルのプログラムには、カラーとモノクロとがあるので外観からその違いを識別できるようにした。
- 7) **映像倫マーク** 映像倫理機構（略称「映像倫」）とは、一般向けビデオ、劇場未公開映画のビデオ作品をはじめとするあらゆる映像作品を対象とした倫理審査機関であり、DVD ビデオにおいても映像倫の審査・判定に基づく“映像倫マーク”を表示することとした。

なお、“映像倫マーク”の表示方法・具体的な運用方法については、映像倫理機構に照会されたい。

- 8) **再生可能地域管理表示** DVD ビデオの場合、リージョン No.によって再生地域を限定できるようになっているので、この規格では、“リージョン No.=2”又は“リージョン No.=ALL”

で、且つ、“NTSC テレビジョン方式”であり、“日本国内の販売権に基づく商品”であるときは、“発売対象市場名”を併記することにより、日本市場向けの表示を明確化している。

なお、この“発売対象市場名”は、ディスクに収録されたメニュー及び映像に用いられている言語やブックレット・裏カード等の表記に用いられている言語を表わす表示ではない。

- 9) **収録時間** 外観からは収録されているプログラムの長さ（時間）を判別できないので、収録時間（本編の長さ）を表示することにした。

また、特典映像の収録時間の表示については、適宜対応していただきたい。

- 10) **サイド表示** 両面盤の場合、A面・B面を識別できるようサイド表示を行うこととし、前回の改正にて、ディスクの記録面とは反対側にサイド表示を行うことを明記した。

- 11) **タイトル／チャプター番号** タイトル番号とチャプター番号は、収録されている作品及びその作品の一部を任意に選択して再生するためのものである。したがって、この番号は、収録作品の題名、個々のシーン或いは楽章などの表示と一体で行う必要がある。

- 12) **映像圧縮方式名** DVD ビデオでは、映像圧縮方式が用いられているが、“MPEG-1”と“MPEG-2”とでは画質に差があることから、採用されている映像圧縮方式名を表示することとした。

- 13) **音声記録方式名及び内容** DVD ビデオでは、複数の音声トラックが使用でき、種々の組み合わせが可能なることから、指定マークの表示と共に、その内容を表示することとしており、今回実態に合わせた文言に修正し、且つバリアフリー機能に関する記述を追加した。

- 14) **権利擁護表示** この表示は、DVD ビデオの製作・発売会社及び関係権利者が所有する“複製権”、“頒布権”、“公衆送信権”、“上映権”などを侵害する行為を防止するための表示である。

- 15) **賃貸禁止表示** ビデオ商品では、“セル専用”、“セル・レンタル兼用”、“レンタル専用”とがあるので、レンタル禁止商品の場合には、その旨表示することとし、今回実態に合わせ表示例を追加した。

- 16) **録音許諾表示** 録音許諾表示は、一般社団法人日本音楽著作権協会の管理楽曲を使用する場合は、録音使用許諾契約によって、義務付けられている指定マーク（通称“JASRAC マーク”）を表示する。

また、株式会社 NexTone 等の著作権管理事業者の管理楽曲を使用する場合も、その指示に従う必要があり、今回文言を修正した。

- 17) **©表示** ベルヌ条約加盟国及び WTO（世界貿易機関）加盟国においては、©（Copyright の略）表示がなくても権利は保護されている。

しかし、万国著作権条約のみに加盟している国においては、©表示が保護を受けるための要件となっているため、権利擁護の表示の徹底を図るために、すべての商品に表示を行うこととしている。

- 18) **コピーガード表示** コピーガード等を使用しているときは、その旨を表示することとしている。

マクロビジョンのみを施されたアナログ信号では、複製した場合に品質の著しい劣化を伴うことから、便宜上、「複製不能」と表示することとしている。

また、マクロビジョン等のアナログコピーガード及びコピーコントロール（アナログ及びデジタルの CGMS 等のコピー禁止を含む）などのうち少なくとも一つを施している場合に表示することを明確にしている。

- 19) **原産国表示** この表示は、消費者保護行政の一環として、“景品表示法”で規定されているも

のである。また、ジャケット等、DVD ビデオ以外の輸入資材が含まれる場合についても輸入資材の原産国を表示することが望ましいことから、今回の改正にて規定及び表示例を追加した。

- 20) **価格** 価格の表示は、消費者の商品選択、販売店のレジ処理の円滑化などから、外観上容易に識別できなければならない。

このため、価格表示がはっきり読み取れるように、活字書体の選択、下地色と文字色との組み合わせなどに配慮する必要がある。

- 21) **商品番号** 商品番号（日用品番）は、商品を特定するための記号・番号である。通常取引では、この商品番号が用いられるので、外観上容易に判読できるよう表示する必要があり、今回文言を修正した。

なお、商品番号は、製造工程での管理にも用いられるので、“ディスク本体”のほか、“表カード”、“ブックレット”、“裏カード”、“キャップ”などの添付物のすべてに表示しておく必要がある。

- 22) **JANコード** JANコードは、流通情報の処理の効率化を図るためのPOS用バーコードである。この表示は、販売店におけるPOSレジスタで正確に読み取れるように、表示の場所、印刷の色との組み合わせなどに十分注意する必要がある。なお、今回の改正でバーコード対応のJIS規格を修正、追加した。

- 23) **発売年月日** 発売年月日は、新譜として発売するときの定期発売日又は臨時発売日を表示する。

- 24) **発売会社名又はその略号** 自己の発売する商品に自社名を表示することは当然のことであるが、一部に不明確なものが流通しているため、レコード関係JIS（日本工業規格）では、特にこの表示が義務付けられている。

なお、発売会社と製造会社が同一のときは、“原産国表示”と一体で表示するのが一般的である。また、今回の改正で表示例を追加した。

- 25) **製造会社名又はその略号** この表示は、当該DVDビデオを製造した会社名を表すもので、発売会社と製造会社が異なるときは、略号（記号）で表示するのが一般的である。

- 26) **商品説明表示** DVDビデオの機能を簡単に説明したものであり、DVDビデオ発売当時に消費者の周知等を図る目的で、前回改正時に簡潔な説明文とDVDロゴを一体で表示したものをキャップ及び共通ステッカに表示することとしている。

なお、容器包装識別表示についての詳細は、当協会発行の「容器包装識別表示ガイドライン」を参照されたい。

- 27) **取扱注意事項** この表示は、消費者の不用意な取扱いなどによる事故を防止するためのものをいう。

「b) アナログコピーガード（マクロビジョン）を施した場合の注意」は、アナログコピーガード（マクロビジョン）を施したDVDビデオを再生する際、DVDビデオプレーヤの映像出力をVHSビデオデッキを経由して、テレビモニターに接続すると、画像が乱れるため、前回の改正時に追加された。

なお、今回「a) 再生上の取扱」に「例1」「例2」の文言を修正し、「c) 鑑賞上の注意」の文言も修正した。

“パソコン等での再生”に関する注意文例の掲載は、各社の販売方針等を考慮して適宜対応されたい。

- 28) **再生機能表示** DVDビデオには、多様な再生機能があるので、ここでは、基本的な事柄を列

記している。表示に際しては、その機能が消費者に十分理解されるように、それぞれ機能に対応する指定マークに説明文を併記することになっている。

なお、各機能を示す指定マークの入手については、製造委託先会社に照会されたい。また、それぞれの再生機能の詳細については、DVD フォーラム発行の“DVD-Video ソフトウェア制作ガイドブック”を参照されたい。

今回の改正では、「a) サブタイトル」の記述を実態に合わせ表題を「副映像」から「字幕」に修正し、文言も併せて修正している。なお、バリアフリー機能に関する文言も追加した。

「b) マルチアングル機能」では特定キャプターのみがマルチアングルとなる場合の表示例を追記した。

「c) 画面アスペクト及び切り替え機能」では収録画面タイプに応じた指定マークを表示することとし、「(2)4:3 テレビ対応プログラムが収録されている場合」では「例1」「例2」を入れ替え、それに伴い文言を変更した。

29) その他注意事項 その他注意事項とは、主に収録されているプログラムの内容について、消費者の誤解・誤認をさけるためのものである。

ここでは、その代表的な事例を掲げてあるが、消費者保護の観点から適切な表示による対応が必要である。

30) 容器包装識別表示 これは、容器包装リサイクル法の再商品化義務の対象となる紙製及びプラスチック製容器包装であることを識別する表示であり、今回の改正から追加した。

2.4 表示の場所（本体の 5.） 表示の場所については、表 2 において DVD 専用ジュエルケース、表 3 において DVD トールケースを対象に、最低限必要な表示場所を規定してある。

したがって、関係権利者との契約又は自らの判断で、表示場所以外に表示することを妨げるものではない。

なお、裏カードはバックインレイ、バックカバーなどとも呼ばれ、キャップはタスキ、帯などとも呼ばれる。各附属品の詳細については RIS 203 を参照のこと。

3. 原案作成委員会 この規格の改正原案の作成は、マーケティング委員会情報技術連絡会に特設した RIS 規格原案作成 WG が担当した。

RIS 規格原案作成 WG 構成表

	氏 名	所 属
(幹 事)	齊 藤 徹	日本コロムビア株式会社 A&C 本部 スタジオ技術部
(委 員)	野 手 英 恵	日本コロムビア株式会社 生産管理部
	岩 持 和 宏	株式会社 JVC ケンウッド・ビクターエンタテインメント 制作管理部
	菊 地 健 司	JVC ネットワークス株式会社 コンテンツコーディネート事業部
	平 野 拓	キングレコード株式会社 ライツビジネス本部 デジタルビジネス部
	高 橋 邦 明	株式会社キング関口台スタジオ
	高 木 忠	ユニバーサル ミュージック合同会社 編成業務管理本部
	芳 賀 祐 美	ユニバーサル ミュージック合同会社 製作進行管理部
	武 田 祐 司	日本クラウン株式会社 業務本部 商品管理部
	川 村 聡	日本クラウン株式会社 制作宣伝管理部
	土 屋 智 明	株式会社徳間ジャパンコミュニケーションズ 管理本部業務部商品課
	鳥 越 久実子	株式会社ソニー・ミュージックコミュニケーションズ パッケージメディアカンパニー
	長 嶋 由佳里	株式会社ソニー・ミュージックソリューションズ パッケージソリューションカンパニーSMEG オフィス SME ルーム
	戸 村 昌 一	株式会社ポニーキャニオン 生産管理部
	森 靖 之	株式会社ワーナーミュージック・ジャパン 業務部 進行・Vision グループ
	石 田 昌 也	エイベックス・エンタテインメント株式会社 商品管理ユニット
	桑 原 恵 里	株式会社ヤマハミュージックコミュニケーションズ 制作宣伝グループ
(事務局)	丹 野 祐 子	一般社団法人日本レコード協会 企画・広報部
	米 内 友 伸	一般社団法人日本レコード協会 企画・広報部
	金 澤 春 花	一般社団法人日本レコード協会 企画・広報部
	島 野 玲 那	一般社団法人日本レコード協会 企画・広報部